

## 旭山公園活性化実行委員会規約

(名 称)

第1条 本委員会は、「旭山公園活性化実行委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、旭山公園を活用した緑のまちづくりや動物園を核とした地域づくりを進めることで、地域の振興や活性化を図ることを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 東旭川中央地区市民委員会及び旭山を活かす街づくり市民の会に属する者
- (2) 第2条の目的に賛同する者
- (3) 旭川市職員(公園みどり課等)
- (4) その他(緑化推進等に関心のある者や学識者等)

2 委員長は、委員会の目的達成のために必要があると認めるときは、他機関の有識者を委員とすることができる。

(役 員)

第4条 実行委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 監 事 2名

2 委員長は、委員の互選とする。

3 監事は、委員の互選とする。

4 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員が欠けた場合については、その職に当たる者を後任とし、任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長の補佐と代理を務める。
- (3) 監事は、委員会の会計を監査する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、必要な事項を協議する。なお、委員長が必要があると認めた時は、書面により行うことができる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、委員長の決定するところによる。

(検討部会)

第7条 委員長は、委員会の目的達成のために必要があると認めるときは、検討部会を設置することができる。

2 検討部会には、部会長 1名、副部会長 若干名をおく。

(幹事会)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、幹事会を開催することができる。

2 幹事会は、役員及び各部会長、副部会長、事務局及び委員長が必要と認めた有識者等で組織する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、旭川市土木部公園みどり課内におく。

2 事務局長は、旭川市土木部公園みどり課長の職にある者とする。

(業務委託)

第10条 委員長は、委員会の目的達成のために必要があると認めるときは、他機関等への業務委託を行うことができる。

(付議事項)

第11条 委員会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の改定
- (4) 役員の選任
- (5) 検討部会の計画
- (6) その他必要と認める事項

(会計)

第12条 委員会の運営及び事業実施に必要な経費は、旭川市費、事業における参加者負担金、その他の補助金をもって、これに充てるものとする。

2 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解 散)

第13条 委員会は、第2条に掲げる目的を達成した後、または委員会の決定をもって解散する。

(雑 則)

第14条 この規約に定めのない事項については、委員会において定める。

(付 則)

この規約は、平成22年 8月 4日から施行する。